

2012年 介護保険の改定について

No. 65 2012. 3. 28
 発行：社会福祉法人 サンフレンズ
 編集：法人本部 事務局
 〒167-0023
 杉並区上井草3-33-10
 03-3394-9833



3年に一度の介護報酬の改定がこの4月に実施されます。「サンフレンズだより」では前回、今回の2回にわたり、サンフレンズの事業に関わる変更点について、その概要をお伝えしているところです。今回の改定は、当初は改定率が在宅+1.0%、施設+0.2%、トータルで1.2%のプラス改定と言われていました。実際、地域区分の見直しにより、杉並区が属する特別区は15%から18%へ加算率が上がりました。

しかしながら、これまでの介護職員処遇改善交付金を取りやめ、代わって介護報酬体系の中に組み入れる方法にしました。介護職員処遇改善交付金は介護報酬の2%相当であったために、今回の介護報酬改定はマイナス0.8%改定というのが実質です。

その処遇改善交付金に代わる加算は、当然ながら介護保険料に跳ね返る形になります。日本の社会全体が直面する深刻な問題が高齢者の介護であり、それを支える職員の労働条件の改善は社会的な課題であります。ならば、その財源は高齢者の負担にかかわる保険料ではなく、同じ国民負担でも一般財源に求めるべきと考えます。

今回の改定は、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の機能分化・連携の強化、さらに、介護サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化などを柱としています。しかしながら、貫かれているものは「持続可能な介護保険制度」を目的とした財源問題優先の中味であると思います。

厚労省の審議会では「多床室そのものが人権問題」とまで言われ、多床室の介護報酬はより減少となり、上井草園はそれに当たり、マイナス3%の収入となります。また、特養入居者の重度化は以前から言われていますが、医療行為が必要な方の増加も特徴で、上井草園でも経管栄養や痰の吸引などの対応や処置は日常的なものです。医療行為が必要な入居者の割合を加算の要件に加えるなど、特養を「生活の場」ではなく医療対応施設にしよ

うという厚労省の意図を感じます。

サンフレンズは「自分らしく生きよう この杉並で」という杉並区民の願いを実現させるために事業を行っています。介護保険はその願いを実現する全ての手段を提供するものではありません。「食事」に「住居」、それに必要時に必要なだけの「援助」があって、地域の中で安心して住み続けられることが可能になります。

今回の改定は、サンフレンズの事業経営には厳しい改定となるものですが、1年前に始めた「地域で恩送り 困ったときの SOS 事業」のような地域の生活要求に根ざした事業をこれからも続け、各介護保険事業や委託事業に発展的に取り組み、非営利・公益の立場で杉並区の高齢者福祉の前進に少しでも貢献したいと思っております。

では、2012年4月からの介護報酬改定の要点をお知らせします。

1. 介護保険サービスの全体に関わる改定

(1) 介護職員の処遇改善等に関する見直し

2009年度から今年度まで介護職員処遇改善交付金として介護職員の給与改善を1.5万円/月を目標に実施されてきましたが、2012年度からは介護報酬に「介護職員処遇改善加算」として利用者も加算の1割分を負担することとなりました。

サービス	加算率	基本単位に各種加算減算を加えた総単位数に加算率をかけたものとなります。
(介護予防) 訪問介護	4.0%	
(介護予防) 通所介護	1.9%	
(介護予防) 短期入所生活介護	2.5%	
(介護予防) 認知対応型通所介護	2.9%	
介護老人福祉施設	2.5%	

(2) 介護報酬1単位の単価、地域区分の見直し及び人件費割合の変更

いままで全国を5地域に分けていたものが7地

域区分となりました。今まで杉並区は特別区で人件費上乘せ率が15%でしたが、改定後は1級地となり18%になります。

1 単位あたりの単価		杉並区	
	上乘せ割合	18%	
人件費の割合	70%	訪問介護	11.26 円
	55%	認知対応型通所介護	10.99 円
	45%	特養・通所介護	10.81 円

*計算方法:10 円+(10 円×18%×人件費の割合)

2. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(1) 介護福祉施設サービス費の見直し

介護老人福祉施設の入所者の重度化に対応し、施設の重度化・機能強化等を図る観点に立って、要介護度別の報酬の設定を行うこととなりました。また、ユニット型個室、従来型個室、多床室の報酬が改定されます。

①介護福祉施設サービス費（Ⅱ）：多床室（特別養護老人ホーム上井草園）

要介護度	施設サービス費(旧)	施設サービス費(新)
1	651 単位	630 単位
2	722 単位	699 単位
3	792 単位	770 単位
4	863 単位	839 単位
5	933 単位	907 単位

*旧措置入所者は除く

②ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）：個室（サンフレンズ善福寺）

要介護度	施設サービス費(旧)	施設サービス費(新)
1	820 単位	808 単位
2	887 単位	874 単位
3	955 単位	945 単位
4	1,022 単位	1,012 単位
5	1,089 単位	1,078 単位

(2) 新しい加算について

①認知症への対応強化

認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の受け入れに対し、「認知症行動・心理症状緊急対応加算（200 単位/日）が新たに算定可

能となりました。

②日常生活継続支援加算

介護老人福祉施設の入所者のうち、要介護度 4～5 の割合が 70%以上である等の体制加算に係る重度者要件に、「痰の吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の 15%以上であること」が新たに要件として加わりました。また、加算の単位が 22 単位/日から 23 単位/日に変更となりました。

3. 短期入所生活介護

(1) 短期入所生活介護費の見直し

介護福祉施設サービス費の見直しに併せて、短期入所生活介護費の見直しが行われました。

①併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）及び併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室（1 日につき）（特別養護老人ホーム上井草園）

要介護度	施設サービス費(旧)	施設サービス費(新)
要支援 1	514 単位	499 単位
要支援 2	633 単位	514 単位
要介護 1	703 単位	682 単位
要介護 2	774 単位	751 単位
要介護 3	844 単位	822 単位
要介護 4	915 単位	891 単位
要介護 5	985 単位	959 単位

②併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）及び併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）：個室（1 日につき）（サンフレンズ善福寺）

要介護度	施設サービス費(旧)	施設サービス費(新)
要支援 1	540 単位	533 単位
要支援 2	671 単位	662 単位
要介護 1	721 単位	711 単位
要介護 2	792 単位	781 単位
要介護 3	862 単位	854 単位
要介護 4	933 単位	924 単位
要介護 5	993 単位	993 単位

(2) 新しい加算について

①緊急時の受入れに対する評価の変更

緊急時の円滑な受入れを促進する観点から、緊

急短期入所ネットワーク加算を廃止し、一定割合の空床を確保している事業所の体制や、居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者の受入れについて評価されることになりました。

「緊急短期入所体制確保加算」→40 単位/日

「緊急短期入所受入加算」→60 単位/日

4. 居宅支援事業

(1) 自立支援型のケアマネジメントの推進

サービス担当者会議やモニタリングを適切に実施するため、運営基準減算について評価の見直しが行われ、所定単位数の 70/100 から 50/100 に変更となりました。

(2) 特定事業所加算

質の高いケアマネジメントを目指す観点から、特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件を見直し、以下が追加されました。サンフレンズの居宅介護支援事業所は特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件に沿ったサービスの提供をしていきます。

- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。

(3) 医療等の連携強化

医療との連携を強化する観点から、医療連携加算や退院・退所加算について、入院時の情報提供方法に応じた算定要件や退院・退所加算の算定及び評価の見直しが行われました。併せて、在宅患者緊急時等カンファレンスに介護支援専門員が参加した場合の「緊急時等居宅カンファレンス加算」が新設されました。

5. 訪問介護

(1) 身体介護の時間区分の変更

中重度の在宅利用者の生活を総合的に支援する観点から、新たに 20 分未満（170 単位/回）の時間区分が新設され、現行の 30 分未満のサービスが 20 分未満と 20 分以上 30 分未満に区分変更されます。

サンフレンズ訪問介護センターは、20 分未満を算定できる事業所要件に達していないので、20 分

以上のサービスから対応させていただきます。

(2) 生活援助の時間区分の変更

限られた人材の効率的活用を図るとの理由で、生活援助のサービスが 20 分以上 45 分未満（190 単位/回）と 45 分以上（235 単位/回）に変更となります。

6. 通所介護

(1) サービス時間の延長

家族介護者への支援の観点から、利用時間が延長されます。今まで 6 時間から 8 時間の利用時間が 7 時間～9 時間に変更（要支援 1・2 は延長の対象外）となります。当法人が運営するふれあいの家では、当面延長希望者を対象に、利用時間の 1 時間程度の延長を実施していきます。

要介護度	6 時間～8 時間の利用単位	7 時間～9 時間の利用単位
要介護 1	677 単位	690 単位
要介護 2	789 単位	811 単位
要介護 3	901 単位	937 単位
要介護 4	1,013 単位	1,063 単位
要介護 5	1,125 単位	1,188 単位

* 通常規模の事業所を参考とした場合

(2) サービス体制強化加算の変更

①有資格者の加算（和田・和泉・松ノ木ふれあいの家）

介護福祉士が介護職員全体の 40%以上配置しているふれあいの家は、「サービス体制強化加算Ⅰ」の要件を満たすので、要介護 1～5 は 12 単位/回、要支援 1 は 48 単位/月、要支援 2 は 96 単位/月が加算されます。

②勤務年数の加算（永福・上井草ふれあいの家）

介護職員等が 3 年以上継続して勤務している職員が 30%以上いるふれあいの家は、「サービス体制強化加算Ⅱ」の要件を満たすので、要介護 1～5 は 6 単位/回、要支援 1 は 24 単位/月、要支援 2 は 48 単位/月が加算されます。

その他、国から具体的な内容が示されていない介護報酬もありますので、分かり次第各事業所からお伝えさせていただきます。

2012年度 事業計画

計画にあたって

40年前、「杉並・老後を良くする会」の「安心して老いることのできるまちづくり」の住民運動から出発して、「社団法人友愛の灯協会」「NPO 法人新しいホームをつくる会」へと、並々ならぬ先駆者の努力と願いからサンフレンズは設立されました。「法人の理念、運営方針」も多くの時間と労力を費やし、生まれました。

サンフレンズは設立以来、この設立時の決意である「法人の理念と運営方針」をどれだけ意識し、職員にその理念を伝え続け、理解し、誇りを持ち、地域に実践してきたでしょうか。

いま、地域社会や高齢者がおかれている状況は、急速に進む首都圏の高齢化、介護保険制度だけでは「地域で安心して老いることが出来ない」問題や「地縁、社縁、血縁」が崩壊している事件や問題がこの杉並でも日ごとに顕在化しています。

ここ数年は法人の理念の根底に関わる人権問題を起こしました。

2012年は人権尊重と地域社会への貢献を使命とする法人として、これまでのサンフレンズの歩みと到達点、課題を見据え、もう一度設立時の原点に立ち返り、サンフレンズの各事業を組み立てていきます。このために、法人役職員をはじめ、職員、関係者の英知を結集して考察していきたくと考えます。

この思いを具体的に追求して行くために、2012年度から2014年度の3か年間に追求していく重点課題を定めました。それをもとに2012年度の年度計画を法人、特養、ふれあいの家、居宅支援など、各分野、各事業所ごとに統一した視点に立って計画し、実践し、追求していきます。

I. 2012年度から向こう3年間の法人の重要事業課題

法人運営、事業展開の隅々まで「法人の理念と運営方針」の徹底を図ります。

法人理事会が先頭に立って、法人設立に至る先達の思いや現在・未来に至るサンフレンズの事業の思いを職員一人ひとりと共有しあい、法人全事

業運営および事業展開で「法人の理念と運営方針」の確立を目指します。

II. 2012年度の法人全体の重点方針と計画 ＜運営面＞

2012年度は、法人の各事業所、それぞれのセクションにおいて、「法人の理念と運営方針」の学習と討論を徹底します。また、事業展開においても「理念と運営方針」を実践的に活かせるところから改革に着手します。その過程においても「理念と運営方針」の遵守に努めます。

1. 人権尊重

(1) “その人らしく生きる”の追求

「理念と運営方針」の遵守はここ数年の間に起きた着服やハラスメントの根絶に結びつきます。入居者、利用者、地域に住む方々が“その人らしく生きる道”を支援しているか、各事業展開において見直し、点検します。

(2) 言葉の見直し

利用者サービスが職員主体の管理的サービスになっていないか、利用者・家族、地域の方々が意見や要望を率直に言える環境になっているか、上司と部下、職員同士は尊重し、互いの理解を深めているか、人と人との関係を築く基礎である言葉使いから見直し、改善していきます。

(3) 倫理規程の作成

2011年度に引き続き、人権擁護委員会を中心に、利用者、家族、職員、地域の方々と意見を重ねながら作成します。

2. 地域福祉実践

“地域社会でともに生きる人々との連帯”は“共生社会”を求めての地域との協働そのものであり、法人事業所と住民との新たな地域の福祉文化の拠点づくりでもあります。各事業所が“地域の一構成員”であり、共生の地域づくりと福祉文化の拠点になりうるために為さねばならないことを追求

します。

とりわけ、2012年度は、各事業所が展開する地域状況とニーズ把握に努め、2013年度以降の事業別の特色あるサービスの創出と展開に向けての足がかりとします。

できる限り住み慣れた地域での生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの推進に向けて、主として在宅訪問系事業のサービスの強化を図ります。

(1) サービス付き高齢者住宅と24時間定期巡回型訪問介護サービスの検討

訪問介護事業は、的確なニーズ分析を行い、24時間定期巡回型訪問介護サービス提供に向けて、拠点、運営方法、職員体制、職員研修の検討に入ります。

(2) 通所介護事業サービスの見直し

通所介護事業は2012年度の介護保険改正により介護報酬の減収と滞在時間の延長になることから、他事業所を含め地域の利用ニーズを把握し、利用者・家族の希望する利用時間、内容を確認し、地域で特色あるサービスを提供していきます。

(3) 配食サービスの充実

現在杉並区から受託している配食サービスを見直します。食を通じて顔と顔の見える地域の見守りを強化し、法人の資源を活用し、会食も含む食事サービスを実施していきます。

(4) 困った時のSOS 地域で恩送り事業の強化
地域のニーズを確実に把握し、担い手である応援隊を増やしていきます。

(5) 在宅医療サービスの検討

法人がこれまで着手できなかった在宅生活を支えるに必須な在宅医療サービスについて検討します。

3. 組織改革

(1) 理事、統括、管理職、監督職の役割・責任の明確化

2011年度に検討を重ねた「法人全体の組織体制」

と「本部事務局の機能・役割、事業所との役割業務分担」、「理事、統括所長、管理職、監督職の役割・責任」を明文化し、それに基づいた運営に着手します。

法人理事等役員は担当役割分担制をとり、理事が「地域政策」「財政」「人材育成」「調査・渉外」の部門別役割を持ちます。各統括や所長などが事業計画を進めていく上での助言・援助する仕組みを確立します。

(2) 法人全体の組織体制の整理と運営

法人全体の組織体制を整理し、各委員会、会議、連絡会の権限、責任、決定事項を明確にします。従来の「予算経営委員会」、「事業計画委員会」、「人権擁護委員会」「人材育成委員会」を理事等役員の担当役割分担制に包括し、組織的な法人運営を行います。

4. 人材育成

法人が育つことは、職員が仕事にやりがいを持ち育つことであることを銘記し、職員一人ひとりを、法人全体で育成していきます。

(1) 職員のキャリアプラン、育成計画

職員一人ひとりのキャリアプラン、育成計画を作成します。

計画の中に具体的な年間研修を組み入れます。

(2) 管理職・監督職の年間研修

管理職・監督職の年間研修計画（職員育成、ハラスメントを含む）を立て、管理職・監督職の法人の理念の追求、責務の明確化とスキルを高めめます。

(3) 法人事業所間の研修とケース検討会

利用者のケアの質の向上と職員のスキルアップ、職員間のコミュニケーションと連携を深めるために、専門職リーダーや法人職員による他事業所職員向けの研修、法人内他事業所間のケース検討会を開きます。

(4) サンフレンズ創設者との勉強会等

法人の各事業所、それぞれのセクションにおいて、「法人の理念と運営方針」の学習と討論を行います。サンフレンズの創設者の知恵と創意を学び、地域福祉の実践に臨みます。

(5) 他法人との連携、職員研修

高齢者主体の福祉を実現するため努力している他の法人と積極的に連携を深め、情報交換や職員研修においても協働していきます。ここ数年連携を深めている「21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会」（略称＝21・老福連）に引き続き参加加盟し、職員研究交流会にも積極的に職員派遣をします。

5. 職員の労働環境の整備

(1) 安全衛生委員会の強化

専門職リーダー（看護職）と他の看護職を中心に法人として安全衛生委員会を強化し、職員の健康面、メンタルヘルス対策、超過勤務の対策等労働環境を整備していきます。

(2) 職員からの相談体制

ハラスメント防止規程（仮称）の作成とともに、第三者等専門委員によるハラスメントに対応する窓口を整えます。

6. 防災・災害対策

首都圏直下型大地震をはじめ、懸念される災害対策に急ぎ取り組み、法人全体ならびに事業所ごとにBCP（事業継続計画）を策定します。

<経営面>

2013年度以降、ふれあいの家については杉並区との建物の有償借用が開始されます。建物内部の設備・備品の老朽化も進んでおり、更新の費用増が予想されます。

事業面では、通所介護事業は他の事業者の参入が増えていることや、2012年度の介護報酬の改定で減収が見込まれます。

また、特別養護老人ホームについても上井草園は多床室の介護報酬切り下げの影響を受けます。

サンフレンズ善福寺も、経営改善に取り組んで成果は出ていますが、構造的なマイナス収支が続いています。

これらの条件の中で、法人が利用者サービスの質を下げずにどのようにして運営を維持していくのかは大きな課題であります。その解決の道筋を見出すためにも、経営の安定化をめざし、運営と一体的な経営面の中・長期計画を作成します。

1. 収入の増加

安定した収入が確保できる特養については、医療ケアの度合いが高くなるなど課題も増しますが、常時高い稼働率を維持する努力をします。

通所介護事業は、利用者の延長時間の段階的移行になることから、職員体制の問題、業務の大幅な組み直しを伴うので、安定した収支バランスに至るまでの計画を作成し実施します。

居宅介護支援事業は、独立をした永福町支援センターも含め、3ヶ所ともに黒字運営をすることを最低限の目標にします。

訪問介護は介護報酬内容の変化や委託事業の終了など厳しい条件がありますが、今後の24時間ケアへの対応を見据えつつ、事業収入の低下を改善します。

2. 支出を抑える努力の強化

経費として抑制していく項目は多岐にわたりますが、委託費などを中心に可能なところから見直して全体的に削減を図ります。

人件費については、財務分析を進め、財務計画を立てる中で改善の在り方を検討します。

3. 中・長期計画の作成への取り組み

法人の新たな地域福祉実践（新規事業）を踏まえた中・長期計画と一体的になった経営面の中・長期計画を作成します。

4. サンフレンズ善福寺の収支改善計画の策定

経営の厳しいサンフレンズ善福寺については、専門家の分析やアドバイスを取り入れ、具体的な改善計画を策定します。

2012年度 予算

(単位:千円)

大区 分科目	中区分科目	2012年度予算	2011年度予算	差異	備考
経常活動による収支					
経常活動による収入					
	介護福祉施設介護料収入	375,908	370,554	5,354	
	介護報酬収入(施設)	338,317	333,498	4,819	
	利用者負担金収入(施設)	37,591	37,056	535	
	居宅介護料収入	706,729	668,972	37,757	
	(介護報酬収入)	636,056	602,076	33,980	
	介護報酬収入(居宅)	582,164	547,319	34,845	
	介護予防報酬収入(居宅)	53,892	54,757	-865	
	(利用者負担金収入)	70,673	66,896	3,777	
	介護負担金収入(居宅)	64,696	60,828	3,868	
	介護予防負担金収入(居宅)	5,977	6,068	-91	
	居宅介護支援介護料収入	103,650	90,153	13,497	
	居宅介護支援介護料収入	87,325	73,828	13,497	
	介護予防支援介護料収入	16,325	16,325	0	
	利用者等利用料収入	171,986	165,953	6,033	
	介護福祉施設利用料収入	7,233	7,164	69	
	居宅介護サービス利用料収入	14,992	14,232	760	
	食費収入	110,893	105,216	5,677	
	居住費収入	33,159	33,632	-473	
	管理費収入	0	0	0	
	その他の利用料収入	5,709	5,709	0	
	その他の事業収入	163,174	200,482	-37,308	
	補助金収入	9,928	37,147	-27,219	処遇改善交付金終了
	受託収入	153,246	163,335	-10,089	訪問外出支援減・障害者支援増
	寄付金収入	642	1,049	-407	
	借入利息補助金収入	2,304	2,304	0	善福寺 都福祉保健財団利子補給
	受取利息配当金収入	809	930	-121	
	事業外収入	8,083	8,083	0	
	受入研修費収入	2,544	2,544	0	
	職員等給食費収入	5,539	5,539	0	
	雑収入	1,219	1,225	-6	
	経常活動による収入計(1)	1,534,504	1,509,705	24,799	
経常活動による支出					
	人件費支出	1,058,100	1,041,201	16,899	
	役員報酬	1,222	1,065	157	
	職員俸給	384,854	375,331	9,523	
	職員諸手当	183,478	182,251	1,227	
	非常勤職員給与	371,110	355,942	15,168	
	退職金	0	378	-378	
	退職共済掛金	10,090	15,043	-4,953	
	法定福利費	107,346	111,191	-3,845	
	経費支出	452,604	452,723	-119	
	(直接介護支出)	199,600	199,609	-9	
	給食材料費	97,013	97,974	-961	
	介護用品費	11,806	11,806	0	
	教養娯楽費	4,109	4,109	0	
	医薬品費	4,290	4,290	0	
	日用品費	123	123	0	
	被服費	1,936	1,936	0	
	消耗器具備品費	9,317	8,317	1,000	
	保健衛生費	4,749	4,749	0	
	車両費	9,567	9,577	-10	
	光熱水費	55,748	55,659	89	
	燃料費	50	50	0	
	協力員活動費	892	1,019	-127	

(一般管理支出)	253,004	253,114	-110	
福利厚生費	2,877	2,862	15	
旅費交通費	2,086	2,006	80	
研修費	2,203	2,083	120	
通信運搬費	8,300	7,805	495	
事務消耗品費	6,609	9,860	-3,251	
印刷製本費	2,620	2,530	90	
広報費	215	215	0	
会議費	29	29	0	
修繕費	7,502	6,632	870	
保守料	10,189	9,622	567	
賃借料	14,678	13,742	936	
保険料	7,049	7,012	37	
渉外費	14	14	0	
諸会費	1,242	1,210	32	
租税公課	1,964	1,964	0	
委託費	180,501	180,206	295	
雑費	4,926	5,322	-396	
利用者負担軽減額	633	633	0	
徴収不能額	0	0	0	
借入金利息支出	7,270	7,533	-263	善福寺 医療機構4208・西武信金3325
事業外支出	4,140	4,140	0	
職員等給食費	4,140	4,140	0	
その他の事業外支出	0	0	0	
雑支出	0	0	0	
経常活動による支出計(2)	1,522,747	1,506,230	16,517	
経常活動資金収支差額((3)=(1)-(2))	11,757	3,475	8,282	
施設整備等による収支				
施設整備等による収入				
設備資金借入金収入	0	0	0	
施設整備等補助金収入	0	0	0	
施設整備等寄付金収入	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	
器具及び備品売却収入	0	0	0	
車両運搬具売却収入	0	0	0	
その他の固定資産売却収入	0	0	0	
施設整備等による収入計(4)	0	0	0	
施設整備等による支出				
固定資産取得支出	9,389	28,586	-19,197	
土地取得支出	0	0	0	
建物取得支出	100	15,000	-14,900	
器具及び備品取得支出	5,927	6,594	-667	
車両運搬具取得支出	3,154	6,808	-3,654	松ノ木 送迎車1台
その他の固定資産取得支出	208	184	24	
固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
施設整備等による支出計(5)	9,389	28,586	-19,197	
施設整備等資金収支差額((6)=(4)-(5))	-9,389	-28,586	19,197	
財務活動による収支				
財務活動による収入				
長期運営資金借入金収入	0	0	0	
投資有価証券売却収入	0	0	0	
設備資金借入金元金償還補助金収入	3,578	3,578	0	善福寺 区元金補助
設備資金借入金元金償還寄付金収入	0	0	0	
長期運営資金借入金元金償還寄付金収入	0	0	0	
積立預金取崩収入	0	0	0	
移行時特別積立預金取崩収入	0	0	0	
その他の積立預金取崩収入	0	0	0	
他会計区分繰入金収入	0	0	0	
会計区分外繰入金収入	0	0	0	
その他の収入	0	0	0	
財務活動による収入計(7)	3,578	3,578	0	
財務活動による支出				
設備資金借入金元金償還金支出	23,710	23,710	0	善福寺 医療機構13,150・西武信金10,560
長期運営資金借入金元金償還金支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	0	0	0	
積立預金支出	0	0	0	
他会計区分繰入金支出	0	0	0	
会計区分外繰入金支出	0	0	0	
その他の支出	0	0	0	
財務活動による支出計(8)	23,710	23,710	0	
財務活動資金収支差額((9)=(7)-(8))	-20,132	-20,132	0	
予備費(10)	2,704	2,704	0	
当期資金収支差額合計((11)=(3)+(6)+(9)-(10))	-20,468	-47,947	27,479	
前期末支払資金残高(12)	575,451	624,771	-49,320	
当期末支払資金残高(13=(11)+(12))	554,983	576,824	-21,841	